

基本給決定の基準に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年3月27日学長裁定)

基本給決定の基準に関する細則の一部を改正する細則

基本給決定の基準に関する細則（平成19年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後		現行	
(略)		(略)	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この細則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>			
別表第1 級別標準職務表（第3条関係）		別表第1 級別標準職務表（第3条関係）	
イ 一般職基本給表（一）級別標準職務表		イ 一般職基本給表（一）級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務	1級	定型的な業務を行う職務
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長又は専門職員の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	3級	1 係長又は専門職員の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
4級	1 課長補佐，専門員，室長又は監査室長補佐の職務 2 困難な業務を分掌する係長又は専門職員の職務	4級	1 課長補佐，専門員，室長又は監査室長補佐の職務 2 困難な業務を分掌する係長又は専門職員の職務
5級	1 課長又は監査室長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐，専門員又は室長の職務	5級	1 課長又は監査室長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐，専門員又は室長の職務
6級	困難な業務を所掌する課長又は監査室長の職務	6級	困難な業務を所掌する課長又は監査室長の職務

7級	<u>事務局次長</u> の職務
8級	1 局長の職務 2 困難な業務を所掌する <u>事務局次長</u> の職務
9級	困難な業務を所掌する局長の職務
10級	その他の場合
備考	この表において「室長」とは、課に置かれる相当の規模を有する室の長（監査室長を除く。）をいう。
(略)	
<b>【改正理由】</b>	
令和6年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	

7級	<u>事務局企画調整役（総務・教務担当）及び事務局次長（病院担当）</u> の職務
8級	1 局長の職務 2 困難な業務を所掌する <u>事務局企画調整役（総務・教務担当）及び事務局次長（病院担当）</u> の職務
9級	困難な業務を所掌する局長の職務
10級	その他の場合
備考	この表において「室長」とは、課に置かれる相当の規模を有する室の長（監査室長を除く。）をいう。
(略)	